

## 上越市移住体験ツアー滞在費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内において人口減少や高齢化が進み集落の存続が危ぶまれる状況に鑑み、県外に住所を有する移住体験ツアーの参加者に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）等に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、移住体験ツアーへの参加を促進し、本市への移住を図り、もって集落の新たな担い手を確保し、コミュニティ機能を維持することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「移住体験ツアー」とは、本市への移住を考えている人又は田舎暮らし等に関心のある人（以下「移住希望者」という。）に対して、農作業、文化体験、地域住民との交流等の本市での実際の生活を体験できる機会を提供することにより、本市への移住につなげるために市が主催するツアーをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる人（以下「補助対象者」という。）は、県外に住所を有する移住希望者で、移住体験ツアーへの参加者であるものとする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、移住体験ツアーの参加に係る次に掲げる経費とする。

- (1) 宿泊費 市内滞在中における宿泊に要する費用（宿泊料に飲食費が含まれている場合は当該費用を除く。）
- (2) 交通費 上越市移住体験ツアー滞在費補助金交付申請書（第1号様式）に記載の住所から本市までの移動に要する費用
- (3) レンタカーの使用料（ガソリン代を除く。）

### (補助金の額等)

第5条 補助金の額及び限度額は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 宿泊費 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、1人当たり1泊につき5,000円、1世帯当たり1泊につき10,000円を限度とする。
- (2) 交通費 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、1回の参加につき1人当たり10,000円、

1 世帯当たり 20,000 円を限度とする。

- (3) レンタカーの使用料 補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該額に 10 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、24 時間につき 4,000 円を限度とする。

（補助金の交付回数）

第 6 条 補助金の交付回数は、補助対象者 1 人につき通算で 2 回を限度とする。

（交付申請等）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、上越市移住体験ツアー参加前に、上越市移住体験ツアー滞在費補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の金額等が分かる書類の写し
- (2) 現住所が確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、上越市移住体験ツアー滞在費補助金交付<sup>決定</sup>通知書（第 2 号様式）<sub>却下</sub>により通知するものとする。

（実績報告等）

第 8 条 交付決定者は、上越市移住体験ツアーが終了した日の翌日から起算して 1 月を経過する日又は補助金交付年度の 3 月末日のいずれか早い日までに、上越市移住体験ツアー滞在費補助金実績報告書（第 3 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告があった場合における規則第 9 条の規定による通知は、上越市移住体験ツアー滞在費補助金交付確定通知書（第 4 号様式）により行うものとする。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 24 日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市移住体験ツアー滞在費補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市移住体験ツアー滞在費補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第3号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

第1号様式（第4条、第7条関係）

上越市移住体験ツアー滞在費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

次のとおり上越市移住体験ツアー滞在費補助金の交付を申請します。

1 申請者	住 所	〒	
	氏 名	印	
	電 話 番 号		
2 ツアー内容	日 程	年 月 日 ~ 年 月 日	
	場 所		
	内 容		
3 補助対象経費	宿泊費	円	レンタカーの使用料 円
	本市までの移動に要する交通費		円
4 交付申請額	円		
5 添付書類	(1) 補助対象経費の金額等が分かる書類の写し (2) 現住所が確認できる書類の写し		

※申請者以外に同行者がいる場合は記入してください。

住 所	氏 名
〒	
〒	
〒	

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- (1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。
- (2) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。

上記について誓約します。（にレ点を記入してください。）

第2号様式（第7条関係）

上越市移住体験ツアー滞在費補助金交付 <sup>決定</sup> 通知書  
却下

第 号  
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付で申請のあった上越市移住体験ツアー滞在費補助金の交付に  
と お り 決 定  
ついて、次の 理由により申請を却下 したので通知します。

決定	補助金の額	円
却下	理 由	

第3号様式（第8条関係）

上越市移住体験ツアー滞在費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）上越市長

次のとおり上越市移住体験ツアー滞在費補助金の実績を報告します。

1 申請者	住 所	〒	
	氏 名	Ⓜ	
	電 話 番 号		
2 ツアー内容	日 程	年 月 日 ~ 年 月 日	
	場 所		
	内 容		
3 補助金の交付 決定額	円		
4 補助対象経費	宿泊費	円	レンタカーの使用料 円
	本市までの移動に要した交通費		円
5 実績報告額	円		
6 添付書類	補助対象経費の支払を証する書類の写し		

第4号様式（第8条関係）

上越市移住体験ツアー滞在費補助金交付確定通知書

第 号  
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった上越市移住体験ツアー滞在費補助金交付事業について、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

補助金の額	決 定 額	確 定 額